

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例及び静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第45号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例及び静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
(個人番号の利用範囲等) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 私立の高等学校の設置者その他の規則で定める者は、別表第1の左欄に掲げる執行機関による同表の右欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うために必要な限度で、個人番号を利用することができる。	(個人番号の利用範囲等) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 私立の高等学校の設置者その他の規則で定める者は、別表第2の2の左欄に掲げる執行機関による同表の右欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うために必要な限度で、個人番号を利用することができる。								
別表第1 (略)	別表第1 (略)								
<table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>1 知事</td><td>静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同</td></tr></table>	執行機関	事務	1 知事	静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同	<table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>1 (略)</td><td>(略)</td></tr></table>	執行機関	事務	1 (略)	(略)
執行機関	事務								
1 知事	静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同								
執行機関	事務								
1 (略)	(略)								

		<u>じ。)の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（以下「私立高等学校等学び直し支援金事務」という。）</u>			
<u>2</u>	知事	<u>静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（以下「私立高等学校等奨学給付金事務」という。）</u>			
<u>3</u>	(略)	(略)			
<u>4</u>	(略)	(略)	<u>2</u>	(略)	(略)
<u>5</u>	知事	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって次に掲げるもの</u> <u>(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務</u> <u>(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> <u>(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に關する事務</u> <u>(4) 生活保護法第26条の規定に準じ</u>	<u>3</u>	知事	<u>静岡県特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの（以下「静岡県特定疾患治療研究事業事務」という。）</u> <u>(1) 治療研究に必要な費用の交付に関する事務</u> <u>(2) 医療の給付の承認の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> <u>(3) 特定疾患医療受給者証の記載事項の変更の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u>

	<u>て行う保護の停止又は廃止に関する事務</u> (5) <u>生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務</u> (6) <u>生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> (7) <u>生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u> (8) <u>生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</u> (9) <u>生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</u> (10) <u>生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務</u>		
<u>6</u> (略)	(略)	<u>4</u> (略)	(略)
<u>7</u> 教育委員会	<u>静岡県公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応</u>		

	答に関する事務（以下「公立高等学校等学び直し支援金事務」という。）		
8 教育委員会	静岡県高等学校等奨学給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（以下「高等学校等奨学給付金事務」という。）		
9 （略）	（略）	5 （略）	（略）
10 （略）	（略）	6 （略）	（略）
11 教育委員会	静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（以下「公立高等学校等専攻科修学支援金事務」という。）	7 （略）	（略）
12 （略）	（略）		

別表第 2 （略）

執行機関	事務	特定個人情報
（略）		
2 知事	私立高等学校等学び直し支援金事務	(1) （略） (2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第 2 （略）

執行機関	事務	特定個人情報
（略）		
2 知事	静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以	(1) （略） (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定

		(3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			下「 <u>就学支援金法</u> 」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（以下「 <u>私立高等学校等学校等学び直し支援金事務</u> 」という。）	めるもの (3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
3	知事	<u>私立高等学校等奨学給付金事務</u>	(略)	3	知事	<u>静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（以下「私立高等学校等奨学給付金事務」という。）</u>	(略)
(略)				(略)			
6	知事	(略)	(1) <u>静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報（以下「私立高等学校等奨学給付金関係情報」という。）</u> であって規則	6	知事	(略)	<u>静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報（以下「私立高等学校等奨学給付金関係情報」という。）</u> であって規則で定めるもの

		<u>則で定めるもの</u> <u>(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
7 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって次に掲げるもの（以下「外国人生活保護事務」という。） (1) <u>別表第1の5の項事務の欄(1)、(3)、(4)及び(9)に掲げる事務</u> (2) (略)	<u>(1) 私立高等学校等奨学給付金関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報で</u>	7 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって次に掲げるもの（以下「外国人生活保護事務」という。） (1) <u>生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務</u> (2) (略) (3) <u>生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務</u> (4) <u>生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務</u> (5) <u>生活保護法第</u>	<u>私立高等学校等奨学給付金関係情報であって規則で定めるもの</u>

		<u>あつて規則で定めるもの</u>		<u>63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</u>	
	<u>(3)</u> (略)	<u>(5) 児童福祉法</u> <u>(昭和22年法律第164号)による</u> <u>小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u>		<u>(6) (略)</u>	
		<u>(6) 児童扶養手当法</u> <u>(昭和36年法律第238号)による</u> <u>児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u>			
		<u>(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> <u>(昭和39年法律第129号)による</u> <u>資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u>			
		<u>(8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律</u> <u>(昭和39年法律第134号)による</u> <u>特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者</u>			

				<u>手当の支給に關する情報であつて規則で定めるもの</u>				
				<u>(9) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に關する情報であつて規則で定めるもの</u>				
				<u>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に關する情報であつて規則で定めるもの</u>				
				<u>(11) 原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給に關する情報であつて規則で定めるもの</u>				
				<u>(12) 難病の患者に対する医療等に關する法律（平成26年法律第50</u>				

		<u>号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(13) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号)による職業転換給付金に関する情報であって規則で定めるもの</u>			
			<u>8 知事</u>	<u>静岡県特定疾患治療研究事業事務</u>	<u>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>8 教育委員会</u>	<u>公立高等学校等学び直し支援金事務</u>	(略)	<u>9 教育委員会</u>	<u>静岡県公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実につ</u>	(略)

				<u>いての審査又はその届出に対する応答に関する事務（以下「公立高等学校等学び直し支援金事務」という。）</u>	
<u>9</u> 教育委員会	<u>高等学校等奨学給付金事務</u>	(略)	<u>10</u> 教育委員会	<u>静岡県高等学校等奨学給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（以下「高等学校等奨学給付金事務」という。）</u>	(略)
<u>10</u> 教育委員会	(略)	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 <u>（以下「特別支援学校就学経費関係情報」という。）</u> であって規則で定めるもの	<u>11</u> 教育委員会	(略)	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の2（第2条関係）

執行機関	事務
<u>1</u> 知事	<u>私立高等学校等学び直し支援金事務</u>
<u>2</u> 知事	<u>私立高等学校等奨学給付金事務</u>
<u>3</u> 知事	<u>私立高等学校授業料減免事業費補助金事務</u>
<u>4</u> 知事	<u>私立専修学校等授業料減免事業費補</u>

	<u>助金事務</u>
<u>5 知事</u>	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施に関する事務であって、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関するもの</u>
<u>6 知事</u>	<u>特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって、医療給付の申請若しくは特定疾患医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この項において「申請等」という。）の受付、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関するもの</u>
<u>7 知事</u>	<u>先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務であって、医療費公費負担受給の申請若しくは先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この項において「申請等」という。）の受付、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関するもの</u>
<u>8 知事</u>	<u>静岡県特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって別表第1の3の項事務の欄(2)及び(3)に掲げるもの</u>
<u>9 教育委員会</u>	<u>定時制・通信制課程修学資金事務</u>
<u>10 教育委員会</u>	<u>公立高等学校等学び直し支援金事務</u>
<u>11 教育委員会</u>	<u>高等学校等奨学給付金事務</u>

[illegible]

別表第3 (略)			
情報照会機 関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
(略)			
2 知事	(略)	(略)	(1)～(4) (略) (5) (略)
(略)			
8 教育委 員会	<u>静岡県公立</u> <u>高等学校等</u> <u>専攻科修学</u> <u>支援金の受</u> <u>給資格の認</u> <u>定の申請の</u> <u>受付、その</u> <u>申請に係る</u> <u>事実につい</u> <u>ての審査又</u> <u>はその申請</u> <u>に対する応</u>	(略)	(略)

						<u>答及び当該</u> <u>申請者の保</u> <u>護者等の収</u> <u>入の状況の</u> <u>届出の受</u> <u>付、その届</u> <u>出に係る事</u> <u>実について</u> <u>の審査又は</u> <u>その届出に</u> <u>対する応答</u> <u>に関する事</u> <u>務</u>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第2条 静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例（平成20年静岡県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1 （略） 1・2 （略） <u>3 静岡県私立高等学校等学び直し支援金の</u> <u>受給資格の認定の申請の受付、その申請に</u> <u>係る事実についての審査又はその申請に対</u> <u>する応答及び当該申請者の保護者等（高等</u> <u>学校等就学支援金の支給に関する法律（平</u> <u>成22年法律第18号）第3条第2項第3号に</u> <u>規定する保護者等をいう。以下同じ。）の収</u> <u>入の状況の届出の受付、その届出に係る事</u> <u>実についての審査又はその届出に対する応</u> <u>答</u> <u>4 静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給</u> <u>の申請の受付、その申請に係る事実につい</u> <u>ての審査又はその申請に対する応答</u> <u>5～7</u> （略） <u>8 生活に困窮する外国人に対する生活保護</u> <u>法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて</u>	別表第1 （略） 1・2 （略） <u>3～5</u> （略）

行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、次に掲げるもの

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施の対象となる外国人要保護者（同法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる外国人をいう。第3号及び第4号において同じ。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更の対象となる外国人要保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止の対象となる外国人要保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請

の受付、その申請に係る事実についての
審査又はその申請に対する応答

(8) 生活保護法第55条の8第1項の規定に
準じて行う被保護者健康管理支援事業の
実施のために必要となる外国人被保護者
(同法第6条第1項に規定する被保護者
に準ずる外国人をいう。次号において同
じ。)に関する情報の収集又は整理に関す
る事務

(9) 生活保護法第63条の規定に準じて行う
保護に要する費用の返還の対象となる外
国人被保護者の生存の事実又は氏名若し
くは住所の変更の事実の確認

(10) 生活保護法第77条第1項、第77条の2
第1項又は第78条第1項から第3項まで
の規定に準じて行う徴収金の徴収(同法
第78条の2第1項又は第2項の規定に準
じて行う徴収金の徴収を含む。)の対象と
なる者の生存の事実又は氏名若しくは住
所の変更の事実の確認

9～11 (略)

12 介護保険法(平成9年法律第123号)第69
条の2第1項の登録の申請、同法第69条の
4の規定による届出、同法第69条の7第1
項の規定による申請又は同法第69条の8第
1項の申請に係る事実についての審査

13・14 (略)

6～8 (略)

9 介護保険法(平成9年法律第123号)第69
条の8第1項の申請に係る事実についての
審査

10・11 (略)

12 静岡県特定疾患治療研究事業の実施に関
する事務であって、次に掲げるもの

(1) 治療研究に必要な費用の交付

(2) 医療の給付の承認の申請の受付、その
申請に係る事実についての審査又はその
申請に対する応答

(3) 特定疾患医療受給者証の記載事項の変
更の届出の受付、その届出に係る事実
についての審査又はその届出に対する応答

別表第2 (略)

提供を受ける知事 以外の執行機関	事務
1 教育委員会	1～3 (略) <u>4 静岡県公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</u> <u>5 静岡県高等学校等奨学給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u> <u>6・7 (略)</u> <u>8 静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</u> <u>9 (略)</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第2 (略)

提供を受ける知事 以外の執行機関	事務
1 教育委員会	1 ～ 3 （略）
	<u>4 ・ 5</u> （略）
	<u>6</u> （略）
(略)	